

釜石労働基準監督署からのお知らせ

平成26年
7月

「心と体の健康なくして安全なし！」 健康確保対策に取り組みましょう！

1 「死亡労働災害防止強化期間」を設定(5月～7月末)！

『基本に返って 安全確認！高めよう一人ひとりの安全意識』

労働災害、特に、死亡災害を防止するため、何か取り組みを継続していますか？

十分ご承知のことと思いますが、労働者の命と健康を守る義務を尽くす必要があります。これまでの取り組みに満足することなく、常に労働者の意識向上に努め、より積極的な安全対策を考えましょう。

釜石監督署では「安全決意宣言」の取り組み、「災害の芽0の日」を設定した各種活動の実施、を推奨しています。まだ取り組んでいない場合は、是非この機会に取り組みを進めましょう。

2 労働保険の年度更新手続きはお済ですか？ 期限は7月10日です

労働保険年度更新期限が迫っています。25年度の保険料を確定・精算し、26年度の概算保険料の申告・納付を行なっていただくこととなります。

ご不明な点は労働基準監督署又は岩手労働局総務部労働保険聴取室にお問い合わせください。

3 心とからだの疲労を取り除きましょう！（メンタルヘルス対策は事業主の義務です）

監督署に寄せられる相談で、労働時間・時間外労働・休日労働、年次有給休暇に関するものが多くなってきました。労働者の時間管理は適切に行なわれていますか？ 長時間労働・過重労働、サービス残業、パワハラ等はメンタル不調の要因となっています。日頃の「労務管理」と「健康管理」を的確にお願いします。

いつもと様子が違うなど感じた場合は、「早期発見、早期治療」が重篤化を防ぐためにも大切です。

食生活・飲酒・睡眠不足などの生活習慣も大きく影響します。疲れがなかなか抜けない場合は、積極的に休みを取り、心身のリフレッシュを意識的に行ないましょう。

また、事業場の「心の健康づくり計画」も策定し、積極的にメンタルヘルス対策に取り組みましょう。

①事業者がメンタルヘルスクアを積極的に推進する旨の意思表示に関する事。②事業場における心の健康づくりの体制の整備に関する事。③事業場における問題点の把握及びメンタルヘルスクアの実施に関する事。④必要な人材の確保及び事業場外資源の活用に関する事。⑤労働者の健康情報の保護に関する事。

⑥心の健康づくり計画の実施状況の評価及び計画の見直しに関する事。

メンタルヘルス対策の進め方がわからない場合は

「岩手産業保健総合支援センター」にお問い合わせを ● <http://www.sanpo03.jp/>

4 労働災害発生事例と災害防止のポイント

[平成26年分 平成26年6月25日現在]

休業4日以上労働災害 28件 うち 復旧・復興工事にかかる災害 5件
死亡災害 1件（1月発生、車両系建設機械の横転）

＜災害事例＞

住宅新築工事現場において、給湯器（重量約20kg）を2階から3階へ運搬中、2階の階段から足を踏み外して1階の階段へ墜落した。

＜災害防止のためのワンポイントアドバイス＞

墜落・転落災害防止対策の措置を徹底させましょう。

- ・手すり先行工法をはじめとする「より安全な措置」を講じましょう！
- ・作業床の端、開口部には囲い等を設けましょう！
- ・移動はしご等が動かないように固定するほか昇降する際は両手に物を持たないようにしましょう！
- ・安全帯、保護帽を使用させましょう。